

## 企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣！！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。

本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

### 目次

- ◆ 森代表ご挨拶
- ◆ 事務所報「社労士様向けセミナー開催のご報告」
- ◆ 事務所報「ステマ規制対応セミナーのご案内」
- ◆ ChatGPTと著作権の問題について
- ◆ 弁護士コラム「サ活」
- ◆ 弁護士たちの近況
- ◆ 森代表のゴルフ紀行

### 代表挨拶

最近プロ野球の日本ハムファイターズの試合を見るのが週末の楽しみとなっております。新庄監督が他の球団では芽が出なかった選手を見事に使いこなしている姿などは、かつてのあの名将と言われた野村克也監督を思い出させます。ただ、少し違うなと思うところは、新庄監督は、選手を育てるという側面よりも、チームにとって足りないところを的確に見極め、それを補うだけの能力と資質をもった選手の見極めがしっかりできているように思われます。新しく加入した選手が即スタメンで出場し、結果を出していることからそう言えるのではないかと思います。そして、このような新庄監督の采配は、採用がうまくいかずに困っている会社の採用方法のヒントになるのではないかと思います。

どのような人材が社内には必要なのか、そしてその能力と資質をもった人間をどのようにして採用してくるのか、現在のところ新庄監督は見事に行っているように思われます。

私はソフトバンクホークスを本来応援しているのですが、今年だけは、新庄監督に注目し応援してみたいと思っています。



# 社労士様向けセミナー開催のご報告

6月2日間、社労士の先生方向けに「ハラスメントの境界線と防止策セミナー」を実施いたしました。ご参加いただきました先生から「10年前はセクハラ相談が多かったのが、近年は色々なタイプのハラスメントの相談を受けるようになり、境界線が難かったのがクリアになった。」というお声や、「森先生の従業員向けの研修を検討したい。」など嬉しいお言葉もいただきました。

また、セミナーの後、2日間のうち1日は懇親会、1日は茶話会付きの開催でした。茶話会の日は、セミナーの途中からお茶を飲みながらのざっくばらんな会となりました。初めての試みでしたが、女性の先生にはとても好評でした。今後もみなさまにとって興味深い内容、ご参加しやすいセミナーの形を考えてまいります。ご案内いたしますので、ご都合がつかましたらぜひ、ご参加ください。



## ステマ規制対応セミナーのご案内

今年の10月より施行開始の今後企業様に求められる「ステマ（ステルスマーケティング）規制対応徹底解説セミナー」を下記の日程で開催いたします。

日時 2023年7月19日(水)  
13時30分～14時30分

2023年7月27日(木)  
13時30分～14時30分

会社、ご自宅からご受講いただけるオンライン、2日間の日程をご用意しておりますのでお時間をごございましたらご参加いただけましたら幸いです。詳細、お申込みは弊所HP、または下記のQRコードからご覧ください。

お申込みはこちら



企業経営者様・法務担当者様対象

2023年10月から施行開始！  
これから企業に求められる  
**ステマ規制対応**  
徹底解説セミナー

解説のポイント

- ☑ ステルスマーケティングのどこが問題視されているのか
- ☑ 規制の内容・運用基準はどのようなものなのか
- ☑ 規制されるものと規制されないものの境界線
- ☑ 規制対象にならない為に企業がすべきこと など

日時 | 2023年7月19日(水)13時30分～14時30分  
2023年7月27日(木)13時30分～14時30分  
(申込フォームより事前質問を受付けております) ※両日とも内容は同じです

場所 | オンライン開催  
※参加をお申込みいただいた方には  
閲覧用URLを共有させていただきます。

参加費 **無料**

講師 | 森大輔法律事務所  
代表弁護士 森 大輔

2009年の弁護士登録以来、企業問題に取り組む。森大輔法律事務所を開設し、労働分野や広告、景品表示案件を中心に多くの顧問先をサポートしている。講演実績は多数あり、社会保険労務士向けの労務問題セミナーを定期的に開催している。

森大輔法律事務所は、銀座で主に企業法務を取り扱う法律事務所です。  
様々な業種、企業規模の顧問先を持ち、企業法務におけるノウハウは深く、様々な事案に対応することが可能です。  
〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目15番1号 南海東京ビルディング8階  
TEL : 03-6226-5096 FAX : 03-6226-5097 URL : <https://moridaisukelawoffices.com/>

# ChatGPTと著作権の問題について

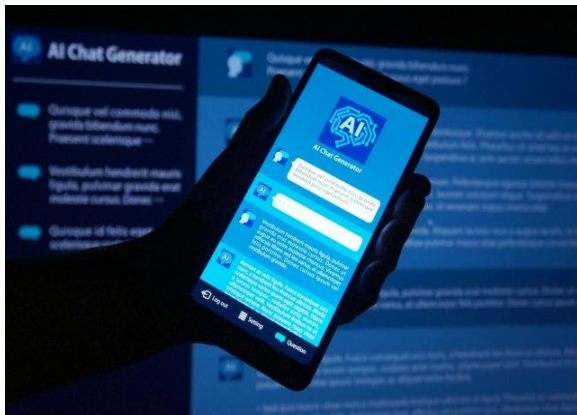
皆さん、最近はChatGPTという言葉が聞かない日がないというくらい、この言葉が普及しつつあります。このChatGPTにはどのようなイメージをお持ちでしょうか。もうすでに積極的に利用を進めている方から、なんとなくのイメージしかお持ちでない方までいるのではないかと思います。このChatGPTですが、なんと弁護士業界においても業務の2割ほどを軽減することができるようになるとまで言われているようです。ただ、現状ではその精度にまだ問題があるようです。あたかも正解のように理路整然と間違った回答を導き出すことも多いようで、日本の法律の問題に関しては正解率が3割程度などと評価しているものもあるようです。ただ、これも



時間の問題でありChatGPTが日本語の文献までも学習が進めばこれも解消されるであろうと思われる。

では、このChatGPTで便利になるということで喜んでばかりいられるのでしょうか。実はそんなこともないようです。例えばですが、今後ChatGPTの利用が進むにつれて、著作権侵害の問題が増加するかもしれません。どういうことかと言いますと、商業利用するためのキャッチコピーを作成しようとしてChatGPTを利用したとします。その際に、ChatGPTが生成したキャッチコピーがすでに他の人によって作成された著作物をもとに作成されたものができあがってしまう可能性があります。このような場合は、著作権侵害になってしまいますし、AI利用規約違反となり、ChatGPTの利用を制限される可能性も出てきます。著作権侵害にならないためには、プロンプトにどのようなものを入力すべきか、すべきでないかを勉強する必要もあるのです。著名な作品などを入力するとそれだけで著作権侵害のリスクも高まってしまいます。

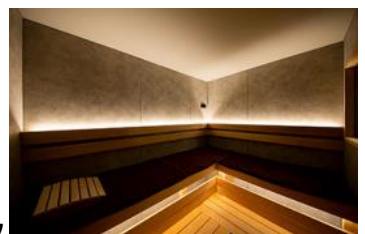
次に、ChatGPTで生成されたキャッチコピーなどは基本的に著作権が発生しないと言われています。著作権は思想又は感情を創作的に表現したものですので、AIが生成したものはこれに該当しないと言わ



れています。そうしますと、せっかくのキャッチコピーが他のライバル会社に真似をされても何も文句も言えないということになりかねません。あくまでもChatGPTで生成されたものは参考資料として使い、根本的な部分は人の手を加えて変更する必要があります。そうしないと権利性が認められません。会社の重要な企画書なども、著作権が認められなければ産業スパイによって堂々と利用される事態も招きかねないかと思います。このように、ChatGPTには著作権との関連で大きな問題があるのです。著作権の他には個人情報保護との関連の問題もありますが、こちらはまた別の機会にお知らせしたいと思います。

## 弁護士コラム「サ活」

前回のニュースレターでサウナにハマっているとご紹介させていただきました弁護士岡井です。その後も相変わらずサウナに行っているのですが、弊所の顧問先会社様であります株式会社コシード様がサウナを運営されており、先日、赤坂にある「アカサカサウナ」お邪魔させていただきました。私が普段行くサウナは、複数人が入れる一般的なサウナですが、そこは個室のプライベートサウナが用意されており、私自身そのようなサウナの利用が初めてで、少し緊張しました。サウナでは、BGMを流したり、ネットフリックスで動画を視聴しながら、セルフロウリュを楽しむことができ、とても贅沢な時を過ごせました。



あまりにも快適でしたので、実はその後も予約をして利用させていただいております（笑）  
気になる方は「アカサカサウナ」で検索を！私もぜひまたお邪魔させていただきます。

## 弁護士たちの近況

この度、ありがたいことに国民生活センターから依頼を受け、消費生活相談員の方向けに、クレーマー対応を題材としたセミナーをすることになりました。少しでも自分の経験が相談員の方のお役に立てればと思い、準備に励んでいます。私にとってセミナーとは、経験のたな卸しだと思っています。これまでの経験を思い出し、再整理し、今の時代に合うようにアップデートする作業になるため、大変勉強になります。

もし、皆さまがお仕事をされる中で、気になる法分野があれば教えてください。次回の事務所セミナーの参考にさせていただきます。



弁護士 杉浦友亮



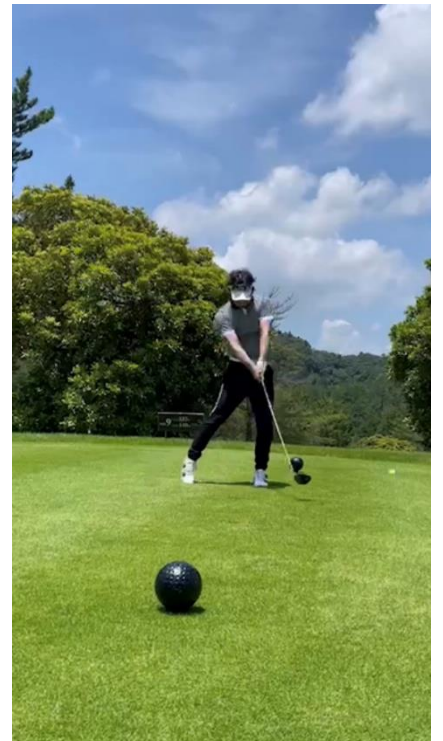
弁護士 岡井裕夢

弁護士会の派閥活動で演芸大会があり、今回私の部では日弁連会長の顔をTシャツにプリントし、それを着て腹踊り踊らせていただきました。これがなんと、意外と笑えます（笑）踊っている最中、周囲の盛り上がり（中には気持ち悪いとの奇声もありますが（笑））を感じ、益々調子に乗って踊らせていただいたところ、私達の部はなんと優勝をとらせていただき、13年ぶりの優勝となりました。仕事後に集まって同業の先生方と何の練習をしているのかと疑問に思う時もありましたが、それも含めて大変いい思い出になりました！



## 森代表のゴルフ紀行

今回は千葉夷隅ゴルフクラブにお邪魔してきました。私の友人がメンバーということで二度目のプレーです。アクアラインを降りてから下道40分と少し距離がありますが、本格的なチャンピオンコースで相手にとって不足なしです。そして、今回はバックティーの利用ということになりました。最近、ドライバーをタイトリストのTSR2に買い替えをしてから飛距離も20ヤードほど（大袈裟かもしれませんが）飛んでる気がします。今回もドライバーはまあまあでしたが、アプローチのざっくりやらパターのミスなどで全くドライバーの良さを生かせずで、結局9も叩いてしまいました。まあでも楽しい仲間と楽しい時間を過ごせたのでよかったです。またリベンジさせていただきます！



発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097